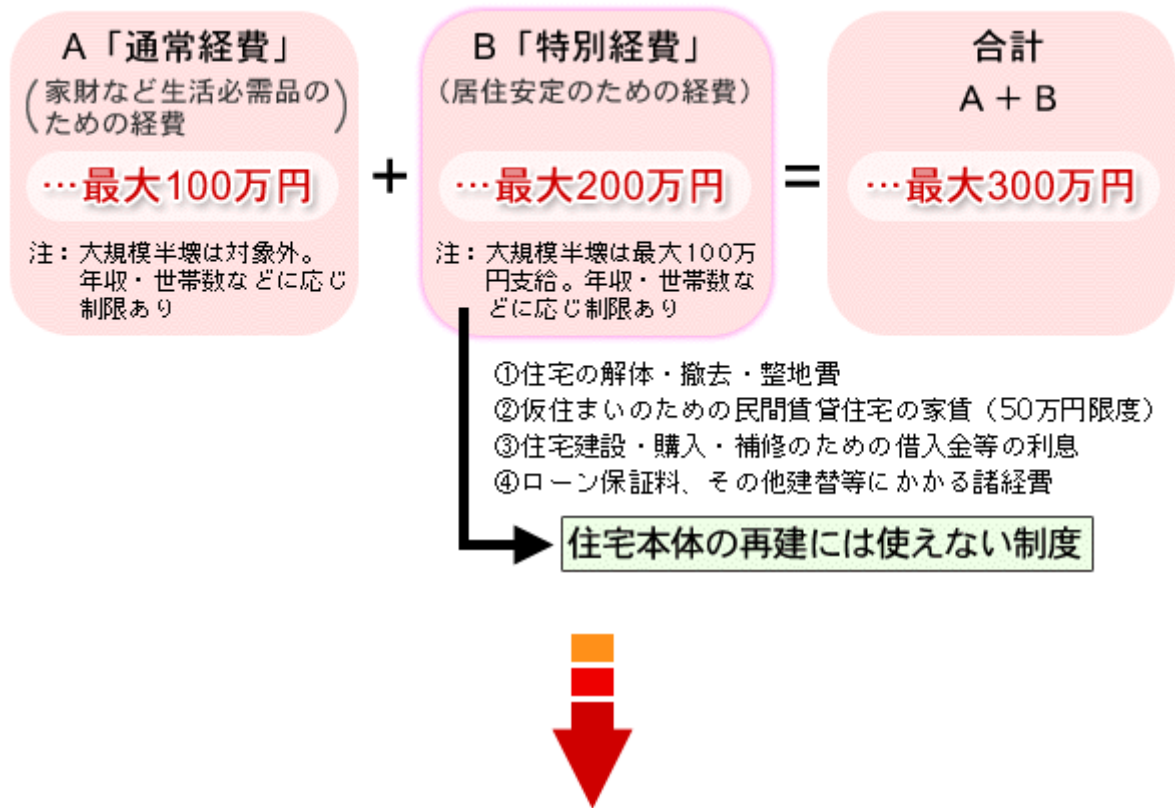


【現行制度】住宅が全壊(又は大規模半壊)した世帯について、下記の「生活再建支援金」を支給。



### 民主党案では

1. 特別経費の支給対象に「住宅の建築費・購入費・補修費その他」を加える。  
= 住宅本体の再建支援が可能に。
2. 2004年4月1日以後に生じた災害についても適用対象に。  
= 今年の夏に生じた台風・豪雨災害・新潟県中越地震による被災世帯にも支給。
3. さらに三宅島噴火災害により被災した世帯にも適用。